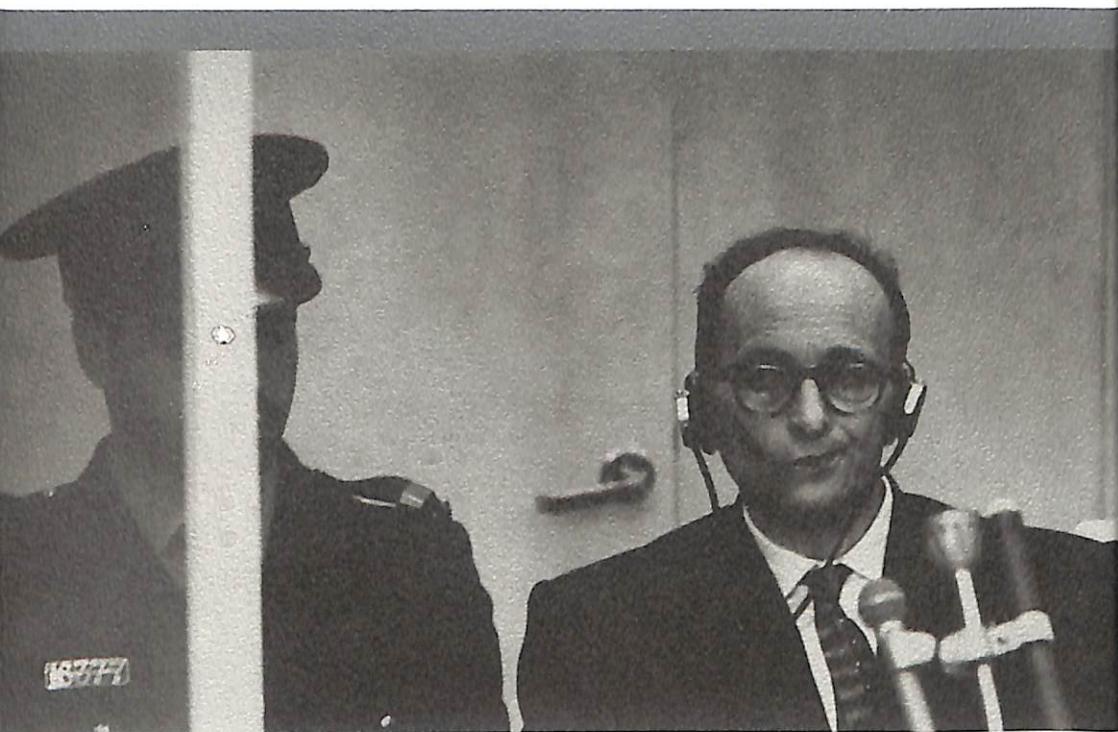


ハンナ・アーレント

新版 エルサレムのアイヒマン

悪の陳腐さについての報告

大久保和郎 訳



〈まったく思考していないこと、それが
彼があの時代の最大の犯罪者の一人にな
る素因だったのだ〉。アイヒマン裁判か
ら著者が考え、理解し、判断したこととは。

最新の研究成果を反映し、より正確かつ読みやすい新版。新解説付。

みすず書房



犯したからではなく、意外に思われるだろうが、われわれがいかなる人種的差別も行なわないから」なのである。たしかに検事が冒頭論告で述べるに「これは普通でない言葉である。しかしこの言葉は、検察側の主張の基調であることが明らかになった。検察の主張はユダヤ人の苦難の上に組み立てられており、アイヒマンの行為の上に組み立てられているのではなかつたからである。そしてハウスナーによれば、そんな区別は意味はないだらう。なぜなら「ほとんどユダヤ人問題にのみ専念し、その任務はユダヤ人の絶滅であり、あの非道な体制の中で果たした役割がそれのみに限られていた人間は一人だけしかいなかつた。それはアーダルフ・アイヒマンだった」からだ。とすれば、ユダヤ人の苦難のあらゆる事実を法廷に持ち出し（この苦難の事実はもちろん争う余地のないものだつたが）、それから何らかの形でアイヒマンをそれらの出来事と結びつける証拠を探すのが論理的にはなかつたのか？」ニュルンベルク裁判では被告たちは「いろいろの国の国民に対する犯罪を告発されていた」が、アイヒマンがそこにいなかつたというだけの理由で、ユダヤ人の悲劇は問題にされていなかつたのだ。アイヒマンが被告席にいたとすればニュルンベルク裁判はユダヤ人の運命にもつと注意を払つただろうと、ハウスナー氏は本当に信じていたのだろうか？ そうとは思えない。イスラエルのほとんどすべての人と同じく、彼も、ユダヤ人のために正義を行ない得るのはユダヤ人の法廷のみであり、ユダヤ人の敵を裁くのはユダヤ人の仕事であると信じていたのだ。それだから、（ユダヤ民族に対する）罪のためではなく、ユダヤ民族の身を借りて人類に対する罪のためにアイヒマンを告発する国際法廷などということがちょっとと言われただけでも、イスラエルではほとんど全員一致の敵意に満ちた反応が見られたのだ。それだから「われわれはいかなる人種的差別も行なわない」という奇妙な豪語が行なわれたのだ。しかもこの豪語がそれほど奇妙には響かなかつたのである——ユダヤ教の律法がユダヤ人市民の身分を定め、その結果ユダヤ人は非ユダヤ人との結婚を認められず、外国で行なわれた結婚は承認されはするが、通婚によって生まれた子供は私生児と見なされ（それに対し結婚していないユダヤ人を両親とする子供は嫡出とされる）、非ユダヤ人を母とする子供には法律上結婚も埋葬も認められないというこのイスラエルで。一九五三年に家族法上の事件については、かなりの部分が普通の裁判所に移管されたが、それ以来こうした状態の乱暴さは以前よりもはつきりした。女は今では財産の所有や相続が可能であるし、概して男と同等の地位を与えられている。だから、イスラエル政府が結婚および離婚についてもユダヤ教律法を廃して普通の裁判所の管轄とすることを妨げたのは、狂信的な少数者の信仰や勢力への顧慮ではない。信仰があろうとなからうとイスラエル市民は、非ユダヤ人との結婚を禁ずる法律があるほうが望ましいとする点では一致しているようだ。そしてまた、成文憲法は望ましくないとする点でも彼らが一致している——イスラエルの官吏も法廷外ではそれを認めておかなばならないのだ。（「非宗教的結婚に反対する論拠は、それがイスラエルの〈家〉を分裂させ、同じくまた離散^{ディスクボラ}のユダヤ人たちからこの国のユダヤ人を引き離すということである」と、最近フィリップ・ジョンは『ユダヤ人のフロンティア』に書いている。）それはともあれ、どんな理由によるにせよ、ユダヤ人とドイツ人の通婚と性的交渉を禁じた一九三五年の破廉恥なニュルンベル

* 独訳では「この国」はアメリカ合衆国のこととされている。